

「熊本県における医療費の見通しに関する計画」について

1 「熊本県における医療費の見通しに関する計画」策定根拠

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項の規定に基づき、「都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、6年ごとに、6年を1期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画（以下「都道府県医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。」とされている。

（※平成27年5月の同法改正により、5年から6年に変更）

2 計画の趣旨

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成28年度厚生労働省告示第128号）

①計画導入の背景

急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化など、医療を取り巻く様々な環境変化の中、国民皆保険を堅持していくためには、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療の、効率的な提供体制の確保を図っていく必要がある。

②計画の理念

- ・ 県民の生活の質の維持及び向上を図るものであること
- ・ 超高齢社会の到来に対応するものであること
- ・ 目標及び施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること

3 計画の名称について

本県の医療費適正化計画の名称は、第1期及び第2期から「熊本県における医療費の見通しに関する計画」としている。

4 検討体制

計画期間ごとに、学識経験者、保健・医療関係者、保険者、被保険者等からなる「熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会」を設置して策定。

事務局は、健康福祉部各課が担い、庶務は国保・高齢者医療課において処理を行う。

5 計画期間

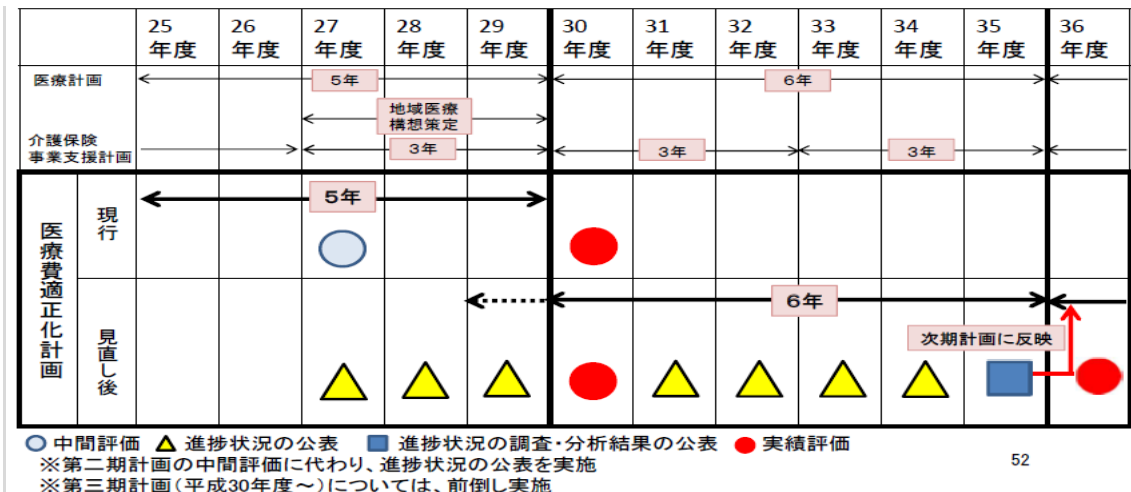
第1期計画：平成20年度～平成24年度（5か年間）

第2期計画：平成25年度～平成29年度（5か年間）

第3期計画：平成29年度（前倒し策定※1）～平成35年度（6か年間※2）

※1 地域医療構想の策定後、同構想と整合性が図られるよう、第3期計画（平成30～35年度）を平成29年度中に前倒しで策定。

※2 保健医療計画及び介護保険事業支援計画との整合性を確保するため、計画期間を5か年から6か年に変更。



6 今後の計画策定までの流れ

平成29年1月20日 ・第1回熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会
 （第2期計画進捗状況説明、第3期計画のたたき台の説明）

地域医療構想の反映

保健医療計画及び介護保険事業支援計画、健康増進計画との調整

平成29年夏頃 ・第2回熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会
 （第3期計画素案検討）

保健医療計画及び介護保険事業支援計画、健康増進計画との調整

平成 29 年秋頃

- ・ 高確法に基づく市町村及び保険者協議会との協議



- ・ パブリックコメント実施



保健医療計画及び介護保
険事業支援計画、健康増進
計画との調整

平成 29 年冬頃

- ・ 第 3 回熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会
(第 3 期最終案検討)



保健医療計画及び介護保
険事業支援計画、健康増進
計画との最終調整

平成 29 年度中

- ・ 「第 3 期熊本県における医療費の見通しに関する計画」策定